**被災者に対する固定資産税・都市計画税の減免について**

この度の豪雨により被害を受けられた方におかれましては，心よりお見舞いを申し上げます。

豪雨災害により大きな被害を受けられた方には，被害の程度により令和３年度の固定資産税・都市計画税の減免が受けられますので，資産税課までお問い合わせください。

* **対象資産** 家　　屋…床，壁等に損害を受けたもの

土　　地…大量の土砂等の流入，地盤の崩壊など

償却資産…浸水などで取替等を必要とする資産など

* **損害の程度と減免割合**

**【土地】**

|  |  |
| --- | --- |
| 損害の程度 | 減免の割合 |
| 被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき | 10分の10 |
| 被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき | 10分の8 |
| 被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき | 10分の6 |
| 被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき | 10分の4 |

**【家屋】**

|  |  |
| --- | --- |
| 損害の程度 | 減免の割合 |
| 全壊，流失，埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき | 10分の10 |
| 主要構造部分が著しく損傷し，大修理を必要とする場合で，当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき | 10分の8 |
| 屋根，内装，外壁，建具等に損傷を受け，居住又は使用目的を著しく損じた場合で，当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき | 10分の6 |
| 下壁，畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ，修理又は取替を必要とする場合で，当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき | 10分の4 |

**【償却資産】**

|  |  |
| --- | --- |
| 損害の程度 | 減免の割合 |
| 全壊，流失，埋没等により償却資産の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき | 10分の10 |
| 主要部分が著しく損傷し，大修理を必要とする場合で，当該償却資産の価格の10分の6以上10分の10未満の価値を減じたとき | 10分の8 |
| 使用目的を著しく損じた場合で，当該償却資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき | 10分の6 |
| 使用目的を損じ，修理又は取替を必要とする場合で，当該償却資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき | 10分の4 |

問い合わせ先　資産税課（TEL0848-67-6032）